診療所等賃上げ支援事業
Ｑ＆Ａ

令和８年４月
山口県健康福祉部医務保険課

1　交付要件等について

Q　交付対象となる施設は。

A　次の要件をすべて満たす診療所及び訪問看護ステーションが交付対象です。

①山口県内に所在し、申請時点で事業を行っていること。

②申請時点で廃院・廃止の予定がないこと。

③保険医療機関コードの発行を受けていること。

④令和７年４月１日から申請時点までに、診療報酬請求の実績があること。

⑤**ベースアップ評価料（※）について、次のア・イいずれかに該当すること。**

（※）外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料、入院ベースアップ評価料(医科)、入院ベースアップ評価料(歯科)、訪問看護ベースアップ評価料のいずれかを指します。

ア　令和８年３月１日時点で届け出ている。

イ　現在の制度上、ベースアップ評価料を届け出ることができない施設(※)で、令和８年６月１日時点で「令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料」を届け出る旨を**申請時に誓約**する。

（※）院長（医師または歯科医師）と専ら事務作業を行う職員（医療を専門とする職員の補助を行う医師事務作業補助者、看護補助者等は除く）のみで構成される診療所等が該当します。

⑥**ベースアップ評価料の配分とは別に、補助金を活用して令和７年 12 月から令和８年５月までの６カ月間、対象職員のベースアップ(基本給または決まって毎月支払われる手当の引上げ。)を実施すること。**

・令和７年 12 月から令和８年３月までの４カ月分は、令和８年３月までに一時金または特別手当として一括で支給することも認められます。
・対象職員とは「開設者と労働契約を締結している方」を指し、非常勤職員を含みます。ただし、管理者、診療所等を開設する法人の理事長、診療所等を運営する個人事業主は対象外です。
・補助金を活用して賃金改善を図る一方で、他の賃金項目の水準を抑え、賃金改善の効果を減殺させることは認められません。
・対象職員の一部に賃金改善を集中させるなど、著しく偏った配分は認められません。

⑦補助金によって改善された賃金水準を令和８年６月１日以降も維持または拡大すること。

※主に「令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料」を活用して、賃金水準を維持または拡大していただくこととなります。

Q　ベースアップ評価料の配分は、補助金の要件及び充当対象のベースアップには該当しないのか。

A　該当しません。補助金を交付する目的が、物価上昇を上回る賃上げの実現にあることから、ベースアップ評価料の配分を基礎として、これに加えて更なる賃上げを行っていただくよう要件に定められています。

また、ベースアップ評価料の配分に係る原資は診療報酬によって措置されていることから、この部分に重複して補助金を充当することはできません。

Q　補助金事業が案内される前から、ベースアップ評価料の配分とは別に自己負担で賃上げを行っていた場合、当該賃上げは補助金充当の対象となるか。

A　令和７年３月 31 日時点と比較して 2.0%以上の賃上げを行っている場合、令和７年 12 月から令和８年５月までの６カ月間、当該 2.0%超の部分の賃上げ（自己負担分。ベースアップ評価料の配分による賃上げ分除く。）に補助金を充当できます。なお、当該 2.0%超の部分に充当した上で余剰が出る場合には、これを活用して追加の賃金改善を実施していただくようお願いします。

Q　この補助金事業について把握するのが遅れた。補助金充当の対象となる６カ月分のベースアップについて、今から一括して支給すれば間に合うか。

A　要件となっているベースアップについては、令和７年 12 月から令和８年５月まで、基本給または決まって毎月支払われる手当の引上げによることを原則としています。なお、令和７年 12 月から令和８年３月までの４カ月分については、令和８年３月までに一時金または特別手当として一括で支給することも認められていますが、その場合も４月・５月は月々のベースアップが必要です。

さらに、制度上届け出できない施設を除き、ベースアップ評価料を令和８年３月１日時点で届け出ておくことも要件となっていますのでご注意ください。

Q　令和７年 12 月から令和８年３月までの４カ月分のベースアップについて、一時間または特別手当として一括で３月までに支給しなければ交付の要件を満たさないところ、やむを得ない事情により３月 31 日までに支給できなかった場合、補助金の交付は受けられないのか。

A　やむを得ない事情がある場合、当該一括支給が４月以降となってもよいとの方針が国から示されています。

なお、何が「やむを得ない事情」に当たるかについては会計検査等において個別・具体的に判断されるもので、県で該当・非該当について確定的なことは申し上げられません。ご了承ください。

（国の示す「やむを得ない事情」の例）

予算の議決、条例・規則等の改正、システム改修等に時間を要した

Q　一時金または特別手当で実施した賃金改善の水準と、これに続く基本給の引上げや毎月支払われる手当の水準は、同じ水準にする必要があるか。

A　全く同じ水準にする必要はありませんが、４月・５月に実施する賃金改善の水準を６月以降に維持・拡大し、確実な賃上げにつなげていくよう求められていることから、極端に一時金や特別手当の配分を厚くし、４月・５月の基本給または手当の引上げによる賃金改善水準を抑えることは望ましくありません。

Q　賃上げ以外に補助金を活用することはできるのか。

A　対象職員（開設者と労働契約を締結している方。管理者等を除く。）の対象期間（令和７年 12 月から令和８年５月までの６カ月間。）のベースアップ（基本給または決まって毎月支払われる手当の引上げ。）にのみ活用できます。

ただし、賞与や時間外手当、法定福利費の事業主負担分が補助金を活用したベースアップに連動して増加した場合、その増加分に補助金を充当することは認められています。

Q　対象期間のうち、一部の期間のみ賃上げした場合も交付を受けられるか。

A　原則は交付の対象外となります。

ただし、施設の開設が令和７年 12 月以降の場合や、対象期間中に採用・退職した職員がいる場合、給与支払ができない期間が生じるため、その部分を除いた期間の賃上げが行われていれば、交付の要件を満たすものと整理されます。

Q　令和８年６月１日以降における賃金改善の水準が現行のベースアップ評価料と補助金による賃金改善の水準を下回った場合、補助金の返還が必要か。

A　原則、返還は求めません。ベースアップ評価料の収入は受診者数等により変動することから、実績が見込みを下回り、結果として賃金改善の水準が低下する可能性も想定されるためです。

ただし、返還を求めないのは、あくまで賃金改善の水準が「結果的に」低下する場合である点にご留意ください。

Q　賃上げのため、別の補助金等を合わせて受け取っても支障ないか。

A　それぞれの補助金を重複させずに活用する場合、複数の補助金等を合わせて受け取ってもいただいても支障ありません。

（別の補助金等の例）

・生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金
・介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金
・賃金引上げ応援奨励金

Q　同じ法人が複数の診療所（訪問看護ステーション）を運営している場合、賃金改善の水準を法人内で統一するため、各施設に交付された補助金を一つにまとめて活用することは可能か。

A　可能です。施設をまたいだ補助金の活用ができない場合、施設ごとに職員数や職種構成が異なるため、同じ法人の中で賃金改善の水準に差が生じてしまうこととなります。このため、同じ法人が運営する複数の診療所（訪問看護ステーション）で補助金を一つにまとめ、統一的に賃金改善を実施できると示されています。
なお、この事業は都道府県ごとに申請を受け付けますので、山口県外の診療所（訪問看護ステーション）を含めた形で申請をお受けすることはできません。

Q　交付額を算定する際の「病床数」は、どのように数えればよいか。

A　**令和７年８月１日時点の許可病床数**で申請してください。休床分も含みます。ただし、「病床数適正化支援事業」によって令和７年８月２日以降に削減した病床があれば、その数を除いて申請してください。

Q　病床数が少ない有床診療所（病床数×7.2 万円）は、無床診療所（１施設 15 万円）より支給額が少なくなるのではないか。

A　病床数２床以下の有床診療所には、１施設当たり 15 万円を支給します。
有床診療所（病床３床）　7.2 万円×３＝21.6 万円 ＞ 15 万円
（病床２床）　7.2 万円×２＝14.4 万円 ＜ 15 万円

Q　開設者の本店が県外にあっても申請できるか。

A　対象の診療所または訪問看護ステーションが山口県内に所在していれば申請できます。一方で、開設者の本店が山口県内にあっても診療所または訪問看護ステーションが県外に所在する場合、申請できません。

２　申請・交付について

Q　申請の受付期間は。

A　**令和８年４月２８日から同年７月１日までの間、申請を受け付けます。**

Q　いつ交付されるのか。

A　申請の概ね１カ月ほど後に交付決定を郵送で通知します。その上で、交付を決定した月の月末から翌月初めにかけ、補助金を振り込む予定です。

Ｑ　申請後に申請内容の誤りに気づいたが、どうしたらよいか。

Ａ　速やかに山口県医務保険課にご連絡ください。
　なお、実態と異なる内容で申請し、補助金の交付を受けることは不正行為に当たりますので、決して行わないでください。

Ｑ　過去に山口県医務保険課から支援金や補助金の振込があった口座を今回の補助金の振込先に指定する場合においても、通帳の写しの添付は必要か。

Ａ　次の支援金・補助金を受け取った実績があり、今回も同じ口座を振込先とする場合、（口座名義人等に変更がなければ）通帳の写しは添付不要です。
・医療機関等光熱費高騰対策支援金
・医療機関食材料費高騰対策支援金
・生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金

Ｑ　Ｗｅｂ口座（無通帳口座・通帳レス口座）への振込を希望する場合、通帳の写しを添付できないが、どうすればよいか。

Ａ　ネット銀行の口座情報画面など、口座情報（銀行名、支店名、口座名義人、口座番号、普通・当座の別）が分かるものを添付してください。

Ｑ　受付・審査状況が分からず不安。

Ａ　受付・審査状況等、ご不安がございましたら担当へお問い合わせください。
　なお、どのような理由であっても、受付期間中に山口県医務保険課へ到達しなかった申請については補助金を交付できませんので、あらかじめご了承ください。
　※メールによる申請については、メールを確認した旨を県から返信します。
　送信から１週間たっても返信がない場合は、担当へお問い合わせください。

Ｑ　交付決定後の実績報告において「賃金改善に係る事業の実績及び収支報告書」を提出することとされているが、様式は示されないのか。

Ａ　国から県に参考様式が示されることが予定されておりますが、令和８年４月現在、まだ提示されておらず、皆さまにもお示しができません。
　様式が整いしだい山口県医務保険課のホームページに掲載してお示ししますので、大変恐縮ですが今しばらくお待ちいただきますよう、お願いします。